

# 中小企業のための 融資 あっせん制度

利率引き下げ  
対象条件を緩和

運転・設備資金にご利用ください

景気の低迷が続くなか、中小企業者の資金需要への対応と景気対策のため、4月1日から、中小企業に対する各種融資・あっせん制度を、右表のとおり改正しました。運転資金や設備資金が必要な場合は、ぜひご利用ください。

.....  
商業観光課  
商業政策担当 ☎(866)2 1 1 2

の「港湾輸送関連設備」.....

港湾貿易振興課  
貿易振興担当 ☎(866)2 1 6 4

.....  
工業労政課  
企業振興担当 ☎(866)2 1 1 4

と の制度を除き、信用保証協会の保証が条件になります。



	制度の名称	資金の用途	
	一般事業資金	運転資金・設備資金	
	特別小口資金	運転資金・設備資金	
新規	創業資金	運転資金・設備資金	
新規	新分野進出資金	運転資金・設備資金	
新規	設備近代化資金	事業所整備	事業所の新・増改築および事業所内設備の新設、改善に要する資金
		事業所入居	事業所の内装および保証金等其他入居に要する資金
		港湾輸送関連設備	港湾輸送関連設備の整備に要する資金
	商店街空き店舗等利用資金	入居店舗	店舗の内装およびその他入居に要する資金
		自店舗	店舗の新・増改築および店内設備の改善に要する資金
		貸店舗	店舗の新・増改築に要する資金
新規	商業施設整備資金	組合等の事業共同化のための共同施設、または、公衆の利便に寄与する共同施設設置事業に要する資金	
	中小製造業設備資金	設備資金	
	中小企業用地取得金	市が特定する団地等(新都市・西部・豊岩)の用地取得資金	